府政記者室、経済記者クラブ 同時資料配布
京都市政記者クラブ　関連資料同時配布

平成２９年台風１８号により被災された中小企業者に対する「災害対策緊急資金」の適用について

平成２９年９月２７日
京都府商工労働観光部商業・経営支援課
（担当：金融担当 075-414-4822）

京都府では、先日の台風１８号により、風水害等の被害を受けた中小企業者等を支援するため、災害復旧に必要な資金を融資する「災害対策緊急資金」について、明日、９月２８日（木）からご利用いただけることとしますので、お知らせします。

＜災害対策緊急資金概要＞

融資対象者	平成２９年台風１８号で風水害等の被害を受けた中小企業者等
融資要件	り災（被災）証明書を有すること
融資期間等	運転資金・設備資金１０年以内 （必要に応じ、２年以内の据置可）
融資限度額	有担保２億円、無担保８，０００万円
融資利率	年０．９％（固定金利）
保証人等	信用保証協会の保証が必要 原則として法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要
保証料率	通常の保証料率から最大０．３％引下げ（引下後：０．３５％～１．６０％）
受付機関	京都府・京都市制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西アーバン銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、 京滋信用組合、三菱東京ＵＦＪ銀行、商工組合中央金庫
実施期間	平成２９年９月２８日 から 平成３０年３月３１日（予定）